

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度第1回美幌町次世代育成支援推進協議会
開 催 日 時	平成26年8月5日 (水) 午後6時30分 開会 午後8時00分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ会議室
出 席 者 氏 名	別紙名簿のとおり
欠 席 者 氏 名	別紙名簿のとおり
事務局職員職氏名	別紙名簿のとおり
議 題	1 アンケート調査の集計結果(概要)について 2 美幌町次世代育成支援行動計画(後期計画)の実施状況について 3 教育・保育提供区域の設定について 4 「量の見込み」の算出方法について 5 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて 6 新たに定める基準等について 7 その他
会議の公開又は非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	1名
会 議 資 料 の 名 称	平成26年度第1回美幌町次世代育成支援推進協議会議案 資料① 「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査報告書 資料② 美幌町次世代育成支援行動計画(後期計画)の実施状況 資料③ 教育・保育提供区域の設定について 資料④ 「量の見込み」の算出方法について 資料⑤ 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて 資料⑥ 美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例 資料⑦ 美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 資料⑧ 美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準等に関する条例 資料⑨ 国が府省令で定める基準～市町村が基準を定める上で「従うべき基準」と「参酌すべき基準」～
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

内容の要旨

1 アンケート調査の集計結果（概要）について

子ども・子育て支援事業計画策定の基礎となる幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援の量の見込みを把握するため実施したニーズ調査の集計となります。前回は集計をした結果の数値を速報として報告していますが今回は見やすくまとめたものとし、自由意見についても項目毎に分類し件数と主な意見について説明する。

2 美幌町次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況について

平成22年3月に策定した美幌町次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成25年度の実績と平成26年度の予定及び各事業の進捗状況をまとめてあります。

3 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法により、新計画において市町村は教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。量の見込みと確保方策については、この区域毎に設定することとなることから、教育・保育施設の整備状況等を勘案して町全体を1つの区域として設定する。

4 「量の見込み」の算出方法について

量の見込みを算出するための家庭類型の種類、算出方法、児童数の推計方法について資料により説明する。

5 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計について、国から示された手引きにより算出したニーズ量と、そのニーズ量が実態と乖離している場合に過大な見込み量とならないために現実的なニーズ量を把握するための補正内容について資料により説明する。

6 新たに定める基準等について

新制度において条例を定めなければならない「美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例」、「美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準等に関する条例」について資料により説明する。

7 その他

なし。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	定刻となりましたので、平成26年度第1回美幌町次世代育成支援推進協議会を開催いたします。 欠席の連絡につきましてはPTA連合会の武田様、それから一般公募の横田、熊谷様の欠席の報告を頂いております。一人みえてませんけども時間になりましたので進めさせていただきます。最初に委嘱状の交付をさせていただきます。美幌藤幼稚園の黒木委員が辞任をされまして、後任の大坪弘美さんの推薦をいただきましたので、民生部長から委嘱状を交付いたします。 委員の委嘱（委嘱状交付）
事務局	藤幼稚園の黒木委員の後任ということで大坪委員になります。よろしく願いをいたします。それともう一点、3月31日に一般公募枠の黒澤委員が辞任をされたということでもあります。報告を致します。資料で今現在の協議会の委員の名簿を付けておりますのでご確認をいただきたいと思います。続きまして、開始に当たり早田会長よりご挨拶をいただきます。
早田会長	どうも皆さん、こんばんは。夜分、お忙しい中このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。今日ですね、沢山の資料がございまして、今日の会議が大変有意義なものになりますようにどうか皆さんのお立場、また皆さんが色々経験した日頃から何か気になる事があれば、どうか意見ということで沢山発表していただきたいと思います。また、全ての子ども達が安心、安全に子育てが出来るように皆さんと少し問題点を含めて共有していきたいと思います。それが美幌町の全ての子ども達に素晴らしい環境となるようになってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。それでは今日はよろしくお願い致します。それでは早速議題の方に入りたいと思います。議題（1）アンケート調査の集計結果（概要）についてということでよろしくお願い致します。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	資料１を見ていただきたいと思います。今年３月５日に開催されました協議会でニーズ調査の集計結果について、お示しをさせていただいております。前回お示ししたのは、数字ばかりということもございまして、非常に見づらいということもございました。今回は全ての項目ではございませんが、概要という形でこういったものを作ってみましたので皆さんにお示しをしたいということでございます。前回の集計結果の最後の方にも自由意見という形でたくさんのご意見をいただいております。それにつきましても、前回お話ししたとおり種別毎に今回まとめて主だった意見について２５ページ以降に記載をさせていただいております。自由意見等については、およそ４００を超える意見が出ておりました。それをジャンル別に仕分けをしまして、その内主だったものについて記載をさせていただいたということであります。細かい部分につきましては、前回お渡しした集計結果を見ていただきたいと思いますなと思っております。
早田会長	ありがとうございます。こちらの資料は事前に皆さんにお配りしておりますので、ある程度、目を通していただいていると思います。また説明がありましたように、２５ページ以降に自由意見ということで様々な意見がまとまって掲載されております。これに関しまして、またその前段でも結構でございます。何かご意見、要望、質問等々ございましたら、どうか折角ですので挙手の上、ご発言をいただきたいと思います。特になければ次の方に移りますがよろしいでしょうか。また全体を通して後からお話ししたいことが発生しましたら、全然関係なくご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。それでは次の議題にまいります。美幌町次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況についてということで、事務局よりご説明をお願い致します。
事務局	資料２について、説明させていただきます。計画期間は平成２２年度から２６年度までで、平成２５年度の実績と平成２６年度の予定、事業の進捗状況となっております。最初に評価方法ですが事業の達成度によって５段階としていまして達成度はＡからＥに下がっていくものです。事業は特定１４事業とそれ以外の事業で区分して評価していまして、特

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
早田会長	定 1 4 事業ですが、後期計画を作成する時に 1 4 事業の内、5 事業について取り組むことを決めていたため、5 事業についての評価としております。A が 2 事業、B が 2 事業と事業目標をほぼ達成していますが、E が 1 事業ございます。 次に特定 1 4 事業以外の事業ですが全部で 1 0 0 事業ありまして、この内 A が 4 5 事業、B が 3 8 事業、C が 5 事業、D が 3 事業、E が 9 事業となっております。 事業を継続するものは 9 0 事業、未実施だが今後事業着手に向けて検討していくものは 4 事業、事業を拡大していくのは 4 事業、中止、廃止する事業は 7 事業となりました。 全体では事業を達成した、ほぼ達成したを合わせると 8 2. 9 % が計画どおりに進捗していることとなります。各事業の内容については 2 枚目以降に事業毎に出ていますのでご覧いただきたいと思います。以上です。 ありがとうございました。今事務局の方からご説明いただきました。この後期計画の実施状況についてということで、こちらに何かご質問、ご意見ございましたらどうか挙手の上、お声を発していただきたいと思います。ご意見がなければこの結果を踏まえてということで、よろしくお願いを致します。次に参ってよろしいでしょうか。それでは（3）番、教育・保育提供区域の設定についてということでよろしくお願い致します。
事務局	資料 3、教育・保育提供区域の設定についてご説明します。教育・保育提供区域とは子ども・子育て支援法第 6 1 条により市町村は新計画において地理的条件や人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して区域設定することが義務づけられています。新しい計画では量の見込みと確保方策については、この教育・保育提供区域毎に設定することとなっております。この区域の設定については学校区や行政区等の地域の実情に応じて定めることとなっておりますが、美幌町については、学校区や行政区毎にすると受入施設がない区域が生じることからも町全体を一つの区域として設定したいというも

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
早田会長 事務局	のです。 ありがとうございました。これに関しましてご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。こちらはこうすることで美幌町は一つの区域ということで決めていくということです。 非常に分かりづらくて、どういうふうに皆さん思っているかはっきりしませんけれども、3月5日の時に子ども・子育て支援法に基づく基本指針という資料をお渡ししております。この中の16ページに市町村の子ども・子育て支援事業基本計画の基本的記載事項という欄がありまして、その次に教育・保育提供区域の設定に関する事項というのが書かれております。先ほどこちらの職員がお話ししたと思いますけれども、子ども・子育て支援法第61条に基づいてこれを定めるというお話なんです。市町村は基本指針に即して5年を1期とする教育・保育に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるということが今回の計画なんですけれども、その基本指針というのが先ほど話したこの基本指針、そしてこの16ページに書かれている区域の設定というがあるので、今回お示したという流れなんです。それで区域の設定の仕方は先ほどちょっとお話ししたとおり小学校区だったり、中学校区だったりするんですけれども保育所又は幼稚園、そういったところが区域を決めてしまいますと、その区域にいるお子さんはその区域の幼稚園にしか行けなくなってしまう、そういうことがないように全体的に一つの区域としてA幼稚園、B幼稚園に行けるような仕組みにしないと色々問題が出てくるということで美幌町の場合は一つの区域で設定をしたいというお話なんです。 これですね、結局都会はエリアを決めなければ子ども達がどこに行っていけるか分からなくなるというようなことがあるんですね。政府は枠をはめをするためにこういう風に作ったんですが、田舎である美幌町だとか津別町であるだとか、そういうところはあまり影響されない。ただこれは決めごとなので皆さんに一つとして決めますよということをお諮りするんですが、都会型で子ども達が必ず入れるようにというために、こういうことを決めている。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
早田会長	一つの例として北見でいうと、合併したところですね。北見を一つの区域としてしまうと常呂に居の方が北見の方に来るというのは中々あり得ないんですね。そうすることのないように留辺蘂地区、常呂地区、端野地区というふうに区域を分けているという風に聞いておりますので、そういった合併した区域とか、町の市街地が離れたところにある、恵庭で行けば恵み野地区とか分かれたところにある通勤、通学に大変なところ、そういった所については分けてる所もありますけれども、美幌の区域においては一つにしたいということであります。 詳しい説明で私も良く分かりました。よろしいでしょうか。美幌は田舎なものだから何個も設けないということですね。はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではご理解いただいたということで次に参りたいと思います。（４）量の見込みの算出方法についてということで、よろしくお願いします。
事務局	資料４、量の見込みの算出方法についてご説明します。先ほどの教育・保育提供区域毎に量の見込みを定めることとなります。この量の見込みを定めるにあたって、昨年のニーズ調査を基に対象となる子どもの家庭の状況、両親の有無や就労状況から８種類に分類します。これを家庭類型といいます。タイプＡはひとり親、タイプＢは両親ともフルタイム共働き、タイプＣは片親がフルタイム、パートタイムの共働き、タイプＣ'はタイプＣのうちパートタイムの就労時間が短い家庭、タイプＤは片親が専業主婦、タイプＥはパートタイム共働き、タイプＥ'もタイプＥのうちパートタイムの就労時間が短い家庭、タイプＦは無業の家庭となっております。 また、この表の中でパートタイムの就労時間のところに下限時間と記載されていますが、これは月の就労時間がこの下限時間未満の場合は保育の必要性が認められないこととなります。今まで美幌町では下限時間を設定していませんでしたが、新しい計画からこの下限時間を４８時間以上６４時間以内の範囲で市町村が定めることとなっております。ニーズ調査によると、この範囲で働いている方もいることから一番短い４８時間と設定することとしたいと思います。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	2 ページ目、潜在的家庭類型の算出とありますが、現在の家庭状況により分類した家庭類型から母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型に分類をします。例えば現在は無職だけどフルタイムの仕事に就労希望がある人の場合は、その人数をタイプDからBへ移動するものです。 下の表は昨年のニーズ調査における潜在的家庭類型タイプの分類結果となっております。全451件でタイプDの専業主婦家庭が172件で一番多くなっております。 3 ページ、家庭類型と特定教育・保育の量の見込みを算出する事業の関係ですが、特定教育・保育事業とは簡単に言うと認定こども園、幼稚園、保育所のことです。新制度ではこの事業を利用するにあたって市町村の認定を受けなければなりません。その認定区分が1号認定、2号認定、3号認定と3種類ございます。先ほどの潜在的家庭類型のタイプに応じて3種類に分類しまして、まず1号認定、これは教育標準時間認定といいまして、認定こども園及び幼稚園を利用出来る区分となります。対象年齢は3歳以上となります。2号認定、3号認定は保育認定となりまして、2号認定は認定こども園及び保育所を利用出来る区分で3歳以上が対象になり、3号認定は認定こども園及び保育所、地域型保育を利用することが出来る区分で0～2歳児が対象となります。但し、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものは2号認定の幼稚園となります。 中程に家庭類型と事業の分類の表がございますが、先ほどの1号認定、幼稚園を利用出来る認定ですがタイプC'、D、E'、Fが対象になりまして、両親又は片親の就労時間が短い家庭が認定されます。また2号認定、3号認定はタイプA、B、C、Eの就労時間が長く保育の必要性がある家庭が認定されます。ここですいませんが、この表に一部訂正があります。表の中ほどに家庭類型でタイプABCと来てE'とありますが、'を取ってタイプEになります。また、その右横のパートタイム共働き家庭（いずれか長）とありますが、（ ）の中は双方が長となります。大変申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。 3 ページの下の表から4 ページに掛けては量の見込みの算出方法となっております。推計児童数に潜在家庭類型の割合を乗じて家庭類型毎の児童数を算出し、利用意向の割合を乗じて量の見込みを算出することとなります。 4 ページ、児童数の推計ですが、コーホート変化率法を用いて算出し

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
早田会長	ています。これは人口推計で最も一般的に用いられる手法で性別、年齢別のデータをもとに過去の変化率を算出し、その変化状況が将来とも続くと想定して行うものです。4月1日を基準として住民基本台帳をもとに児童数を推計したものがこの表となります。以上です。 ありがとうございました。何かご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。一つ質問なんですが、これと話しが変わるかも知れないですが、例えばフルタイム、パートタイムで働いてる方が今朝テレビを見ていたら病児保育、病後児保育というのが出ていて見ていましたけど、美幌町はそういう事業に取りかかるような何かあるんでしょうか。
事務局	今現在、病児保育や病後児保育はやっておりません。今回ですね、4ページ目の中に地域子ども・子育て支援事業、この中に病児病後児保育について書かれていると思いますけれども、そのニーズ量が今回出されるということになります。それに対する対応策又は確保策については別の機会に皆さんにお諮りするという流れになっております。
早田会長	そういうのあること知らなかったです。
事務局	これですね、次の所に出てまして。見込み量は少ないですけど。 この分類はですね、今まで保育所の場合は保育に欠けている項目だけだったんですね。ただ今回は非常に細かく幼稚園、保育所を優先する、保育に欠ける状態の区分をある程度分けたというものです。でも保育に欠けても幼稚園は当然入れますので、そういう様なことが書いてある。
早田会長	それでは、次に行かせていただいてよろしいでしょうか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	5 ページ目の最後にあるコーホート変化率法に基づく美幌町の人口推計というのがお示しさせていただいております。実はコーホートの変化率法に基づく人口推計は、この数値につきましては住民基本台帳を基本として今回数値を出しております。これを国勢調査に基づく数値で出しますと極端に減っていく状況が分かりまして、過去の経緯も踏まえて今回住民基本台帳の数値で推計をしております。ちなみに26年度から31年度までの0～5歳児は100名減るようになっていきたいと思いますけれども、国勢調査でいけば倍以上の214名位減るという数値が出ております。ただそれを採用すると極端に人口が減りすぎるので、実際に現実的に合う数値で今回は出しております。同じく6～11歳も国勢調査の数値を基にしたコーホート変化率法ではなくて、住民基本台帳に基づく人口推計を出しております。26年から31年まで住基でいけば46人ほど減ります。国勢調査でいけば141人位減るということで住民基本台帳に基づく数値を採用させていただいて出しているということであります。
早田会長	よろしいですか。
事務局	はい、思ったより皆さんが減ってるのかな増えてるのかな、又は経過では少ないかなと色々あるのかも知れないので、色々新聞紙上で40年後の人口推計が総務省でしたっけ、人口問題研究所でしたか、そこで出したら皆さんびっくりする数字が出たと思うんですけども、そのとおりいくかどうか分かりませんが、中々40年後は推計出来ない所でもありますけれども、取りあえず5年後の数字ではこれ位でいいとこ行くのではないかなと思っております。
早田会長	はい、今のご説明よろしいでしょうか。それでは次行かせていただきます。（5）子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについてということで、よろしくお願い致します。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	資料5、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計について説明します。1ページ、教育・保育のニーズ量推計ですが、ニーズ調査の結果を用いて国から示された作業の手引きに基づき算出することが基本となりますが、手引きでは必ずしもニーズの実態が適切に反映されてなく、そのままの見込み量だと実態より過大となりそのニーズ量にもとづいて施設等の整備を行うと過大な投資となる可能性もあることから、現在の利用状況等から現実的な数量を把握し、作業の手引きにより算出された見込みとの比較検討を行う必要があります。 3号認定、0歳児、1・2歳児家庭の見込み量ですが、現状は0歳児保育は町では行っていないためひまわり保育園の実績となります。1・2歳児は町及びひまわり保育園の実績です。手引きにより算出した見込み量は上の表となりますが、現状と乖離しているため、ここからニーズ調査により教育・保育事業を0歳児家庭で1歳以降に1・2歳児家庭は3歳以降に利用したいと回答したもの及び教育・保育事業を利用する必要なしと回答したもの、更に保育の必要性が認められないものを除いて、実際の利用希望を見込める数量を算出したのが下の表となります。 次に2ページ、1号認定、2号認定の3歳児家庭の見込み量ですが、現状は幼稚園、保育所に入所している人数となっております。手引きにより算出した見込み量では現状より少なくなったため、現状の幼稚園、保育園の入園率がほぼ100%であることから人口推計の数値を各年度の見込み量として算出しています。 3ページ、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計となります。最初に時間外保育事業ですが、保育標準時間の11時間を超えて保育を行う事業でして、18時以降の保育希望者を算出しています。 次に放課後児童健全育成事業ですが、町内3カ所の小学校で低学年のみ、障害児は高学年も実施しています。現状の数量は学童に登録している人数です。手引きにより算出したニーズ量では現状より少なくなることから実際の利用者数をもとに算出しています。学童に登録していても利用しない日もあるため、利用者数で算出することで実際の利用に即した数値となっています。高学年については、実施していないため、手引きの数量としています。 4ページ、子育て短期支援事業ですが、児童養護施設等で宿泊を伴う預かり事業です。町では実施していない事業で年間の見込み量となります。ニーズ調査で子どものみ留守番をさせたとの回答が1件あり、その

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	割合に推計児童数、利用意向を乗じて算出しています。 次に地域子育て支援拠点事業ですが、子育て支援センターで行っている事業です。現状は平成25年度の1ヶ月の平均利用実績です。現状とニーズ量が乖離していることから平日の利用頻度が少なくなると想定される幼稚園、保育所の利用希望者は利用希望日数を月1日とし、利用日数を増やしたい人のうち今後保育所の利用希望もある人は平日の利用頻度が低くなると想定出来るため日数増の分は算入しないで算出しています。 5ページ、一時預かり事業ですが、保育を受ける事が困難になった子どもを子育て支援センターや保育園で一時的に預かる事業です。①は幼稚園の預かり保育を対象としていまして、②は①以外の一時預かりを対象としています。現状は①は幼稚園の年間の預かり保育の延べ人数の推計、②は町で行っている一時預かりの延べ人数です。現状とニーズ量が乖離しているため、①は日常的に祖父母等に見てもらえるものの割合を控除して算出した場合、現状を下回る数量となったため、祖父母等に見てもらえる人も預かり保育を利用する人がいると思われることから現状の数量を平成27年度の数量として平成28年度以降は変更前のデータ割合で算出しています。②は全家庭類型を対象としていたものを利用の大半を占めると想定される専業主婦や短時間パートタイム家庭とし、日常的に祖父母等に見てもらえる人及び現在一時預かりは必要ないため利用していない割合を控除して算出しています。 この補正については、国からいくつかの自治体で採用されている補正の例を示されたものを用いています。 6ページ、病児病後児保育事業ですが、現状と乖離していることから実態に近い量の見込みを算出するために、日常的・緊急時等に祖父母に見てもらえる者を控除して算出しています。この補正も一時預かりと同じく国から示された補正の例を用いています。 他の事業でも補正を行っておりますが、他の市町村でも手引きで算出した見込み量は現状と乖離していることが多く、独自に補正を行って実態に即した見込み量を算出しているところが多くあります。その補正方法を参考にして補正を行い、見込み量を算出したものです。 次に子育て援助活動支援事業ですが、これはファミリー・サポート・センター事業のことです。就学児については要望がありませんでしたが、未就学児では一時預かり、病児病後児保育事業の中で他の施設との利用

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
早田会長 事務局	も含めて利用希望がありました。 7 ページ、ここからは手引きには算出方法が出ていない事業になります。利用者支援事業ですが、現状なしで見込み量も 0 としていますが、補助要綱では 0 ～ 5 歳児の人口を 1 万人を基準にしていること、また子育て支援センターで同様の事業を実施していることを踏まえて 0 ヲ所としています。 次に妊婦に対する健康診査ですが、妊婦は全員受診するものとして、0 歳児の推計人口を見込み量としてとありますが、双子等も考えられるため推計人口より若干落として算出しています。 8 ページ、乳児家庭全戸訪問事業ですが、0 歳児の推計人口で算出しています。養育支援訪問事業ですが、見込み量は現状と同数として算出しています。以上で説明を終わります。 ありがとうございました。各子ども・子育て支援事業の算出方法、また算出結果が出ております。いろいろなものを見本にして出しているということです。これに関しまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。 非常に分かりづらいかも知れません。最初に資料を読んで、職員が説明いたしました算出方法、資料 4 の 3 ページ、4 ページに書いてある量の見込みの算出方法、これに基づいて出した数字が資料 5 の最初に書いてあるニーズ量の推計結果という数字に合っているということなんです。この数字を単純にしていまいますと、現実と乖離している部分が結構ございます。けっして美幌だけが乖離しているわけではなくて、他の市町村も同じように乖離している現状もあります。これは国の手引きに基づいてマークシートに単純に数字を打ち込むと出てくる仕組みになっておりますけれども、単純にそういった数字だけでその事業のニーズ量を把握してしまうことが非常に危険であるということが当然あります。それで先ほど言った変更後の数字の部分については補正をして実態に即した数字に修正をさせていただいたというのが下の方の変更後ということになります。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
早田会長	なるべく実態に即した数字を算出したということでございます。よろしいでしょうか。それでは次行ってよろしいでしょうか。
事務局	今、ニーズ量について皆さんにお示しさせていただきました。今後町として量に対する提供体制の確保の内容とその実施時期について、お示しをさせていただいて皆さんにお諮りしたいという予定になっております。ご存じのとおり出来るものや出来ないものを含めて、財政的なこともありますので全てのニーズ量が、当然数字が出てますけども、それが全て出来るか出来ないかというのは、今の段階ではお示し出来ませんけども、そういったことがあるということだけのご理解いただきたいなと思っております。
早田会長	はい、そういうことでございます。よろしいでしょうか。過去の議案含めまして何かご質問あればどうぞご遠慮なくご質問して下さい。それでは次参ります。（６）新たに定める基準等についてということで①から③まで続けてよろしくをお願いします。
事務局	まずは資料６を出していただきたいと思います。町が定めなければならない基準について情報提供という形でお示ししたいと思います。他にもまだ定めなければならないものもあります。出来るだけ協議会の方には情報提供させていただいて、皆さんに少し理解していただきたいなという部分も含めてさせていただく予定であります。それで資料６の方は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例というのをこの法律に基づいて条例化しなければいけないということがあります。今日、昨年１０月にやった会議の資料はお持ちになってる方いらっしゃいますでしょうか。もしお持ちの方いましたら、昨年１０月の会議の時に書類番号９で１２ページに載っておりますけども、施設型給付の創設がされるということで、それに対してこういった条例を作らなければいけないということになっております。最初に対象となる施設についてであります。教育・保育施設、これは幼稚園、保育所、それか

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	ら認定こども園のことをいいます。地域型保育事業、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育この4つのことを地域型保育事業いいます。現段階では、この4つの事業を美幌町においてやっているところはありませんけれども、あの療育園内での事業所内保育は職員対象の保育ということで、新しい事業所内保育事業には該当いたしません。 27年4月からの新制度において市町村から施設型給付費、それから地域型保育給付費を受け取ることが出来る様になるということでもあります。 2番目、市町村の条例で定める基準でありますけれども、給付を受けるためには市町村条例で定める基準を満たす必要があると書いています。 具体的には利用定員の定め方の基準、それから運営基準について定めることとなっております。これは法律の34条、46条に基づきます。設置認可につきましては道で、そして運営基準の設定は市町村が行うということになっております。従うべき基準と参酌すべき基準であります。 具体的に市町村が条例を定めるにあたっては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、これは国の方からですね、今回厚くなるので皆さんにお渡ししていませんけれども、内閣府の省令でホームページにも出てますけれども、こういったものが出ております。これに基づいて示されておまして、従うべき基準として特別な理由がなければ異なる基準を定めることが出来ないものを従うべき基準、参酌すべき基準につきましては国が示す事項を参考として地域の実情に合わせて独自の基準を定めることが出来るものということで、どちらかに分類されているかを踏まえて内容を検討することとされております。それでは資料の9というのがあると思います。国が府省令で定める基準というもので、今回3つ載せさせていただきますけれども、市町村が基準を定める上で従うべき基準と参酌すべき基準というのがこの資料の中で全て書かれております。1ページ捲っていただいて2ページ目のところに左上の所に大分類、中分類、小分類と書いております。その下、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、今お話ししたものです。それがあまして右側に国の基準案、そしてその右に従・参区分、府省令と書いてありますけれども、その従・参区分の従というのが先ほど言った従うべき基準のことです。そしてこの2ページ目に無いですが3ページ目の頭に参とありますけれども、これが参酌すべき基準ということになっております。それで最初の方の基準につきましては最初に利用定員に関する基準から始まり運営に関する基準、そして下の方にいき

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	まして11ページまでこれが続いております。それで先ほど言った従うべき基準と参酌すべき基準についてお示しをさせていただいて、美幌町の考え方としては現在のところですけども、利用定員の定め方の基準については、国の省令と異なる基準とすべき地域的特性がないため国から示された基準に従って条例化するというふうに予定をしております。次に運営基準につきましては、国の省令と同じく異なる基準とすべき地域的特性がないため国から示された基準に従って条例化することにしております。これが最初の条例の部分であります。 次に資料7の方に移ります。家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例ということで、対象となる施設、地域型保育事業であります。4種類ございまして、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。これらについては今まで統一した基準が無かったために子ども・子育て新制度の実施に当たり、新たに市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけて一体的に整備していくということになったものであります。この保育事業って一体何ということだと思います。資料7の後ろの方に付いている資料で地域型保育事業の認可基準というのが2枚ほど付いております。小規模保育事業につきましては下の方に書いております。主な認可基準のところ左側、保育所、これは通常の保育所、認可保育所のことです。右側の方に小規模保育事業、A型、B型、C型と3種類あります。次のページ、これも3つ、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業この4つの事業のことを地域型保育事業ということになっております。2番目の各類型の区分として、家庭的保育は利用定員5人以下、小規模保育については配置されている保育従事者の区分によりA型、B型、C型に区分されるということで利用定員は6人以上19人以下ということになっております。居宅訪問型保育については基本的に1対1と、事業所内保育については地域にも開放する場合に限るということで、先ほどもちょっとお話ししました療育園内にありますどんぐりみたいな事業所内保育については、地域に開放することであれば該当しますが、あくまでも事業所、自分の法人関係、会社関係だけということであれば該当しないということになります。この4つの事業をやろうとした場合について、それぞれ設備それから運営の基準を定めなければならないということで条例化するものであります。改正後の児童福祉法第34条の16第1項により、家庭的保育事業等の設備及び運営について市町村の条例で定める必要があるということで、

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	美幌町においてもこの条例を制定する必要があるということで、児童福祉法上は地域型保育事業を家庭的保育事業等と総称しているために、こういった条例の名称になるわけであります。４番目の従うべき基準と参酌すべき基準については、先ほどと同じ内容になりますけども国からの省令に基づいて基準を示されております。従うべき基準、それから参酌すべき基準について先ほどと同じように資料９の１２ページからですね、今のお話しの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が載っておりまして、家庭的保育事業等の共通事項から始まって右側の方に従・参区分ということで従、参と書いてありますが、こういった区分が書かれております。小規模保育事業、そして居宅訪問型保育事業、そして事業所内保育事業、そして経過措置ということで１７ページまで書かれております。美幌町の考え方としては、現在の所ではありますけれども国から示された基準に沿って条例化する予定でおります。今ないのに、又はそういったやりたいという企業等、法人等が無いのに何でこんな条例化するのかというお話があるのかも知れませんが、法律で条例化しなければいけないというふうになっておりまして、こんな事業をやっていただける法人の方がまず来ないだろうと思っても、２７年４月までにはこの条例を制定しそういった受付というんでしょうか、申込みを受けられるようにということで今回条例化しなければいけないということになっております。 資料８の方にいきます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準等に関する条例ということで、仮称と書いていませんが仮称になります。放課後児童健全育成事業とは学童保育のことを簡単に言うといえます。小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業ということで、改正前はおおむね１０歳未満という文言があったんですけども、２７年４月以降は改正後はそれがなくなるということで、現在は３年生までを美幌町の場合は対象としておりましたけれども、２７年４月１日以降は小学生全員６年生までが一応対象という形になります。ただ市町村が６年生までを必ずしなければいけない義務までは負っていないということでありまして。６年生まで必ずやるかどうかについては市町村の判断によります。２番目の条例の制定については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、政令で定める基準に従うこととされておりました

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
早田会長	が、改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項により、設備及び運営基準については市町村の条例で定めることとなりました。3番目、条例による規制対象です。市町村以外のものも市町村への届け出により放課後児童健全育成事業を行うことで出来ることとなります。事業主体が町であるか町以外のものであるかを問わず、設備及び運営に関する基準を遵守することになります。たまたま美幌町の場合は学童保育、町でしかやっておりません。大きいところになりますと法人だったりNPOだったり、それから団体ですね、子ども会みたいな団体とかそういったところが学童保育をやっているところが沢山あります。そういった所が新しくやりたいといった時にこういった条例がないと認可がされないということになりますので、それで27年4月からは市町村がそういった認可の権限を持ちますのでこの条例を作成するということであります。4番目、従うべき基準と参酌すべき基準については、先ほどお話ししたとおりになります。それで資料9の18ページから19ページ、2ページですね。こちらの方が国から示された内容の基準になっております。それで美幌町の考え方として従うべき基準につきましては国から示された基準に沿って条例化をしたいと考えています。参酌すべき基準につきましては美幌町の現状、特に1つの集団の規模なんですけども、今回示されてるのは簡単に表にしたのがですね、資料8の裏に放課後児童クラブの基準について簡単にまとめたものがありましたので、それを付けてあります。その右側の真ん中位に児童の集団の規模というのが出ているのがあります。一つの支援の単位を構成する児童の数、集団の規模でありますけれども概ね40人以下というふうになっております。美幌町の場合はですね、一つの学童保育がちょっと人数が多いということがありまして、40人以下では収まらないということもございますので、そちらについては参酌すべき基準になっております。その実態に合わせこちらの方については、どういう方法か分かりませんがそれを踏まえた条例化をしようというふうに考えております。基準について、一つずつ読み上げるまでは省略させていただきまして、今のところこういった条例化をする上で、町の基本的な考え方をお示しさせていただきました。 はい、ありがとうございました。ちょっと難しい、基準ということで国から法的に従うべき基準、美幌町のニーズに合わせた参酌すべき基準に

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	ついてご説明をいただきました。説明を聞くとなるほどなと思ったと思います。非常にですね、新しい子どもさんのシステムを構築していくという感じですね。これに関しまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。これはこういうことでよろしいでしょうか。 今のですね、私立幼稚園の形だとか、それから保育所。それを特別変えるということではありませんので。現行の活動はそのまま行くと思います。ただ、その中に認定こども園だとか、そういうものが出て来ますけれども、今あるものをきちっと活かしつつということで考えております。何か特別に変わるということではないと思います。もちろん子ども達のためにどうするか、ご両親が働いているかもありますけども、そこをきちっと区分の仕方がちょっと変わったということですよね。変わりますけれども今の活動が特に変わるということはありません。あともう一つ放課後児童の関係なんですけれども学校は文部科学省、校長先生おられますけれども、ようするにうちのやってる学童は厚生労働省、それぞれの管轄が違って、でも子ども達の為にやってるということです。保護者の皆さんにとっては子どもにとって省庁が変わろうと何しよう子ども達の為にやってることは変わらない。ただ国の仕組みがそうになっていく。そういうことがございますので、例えば今後どうなるか分かりませんが学校をきちっと活用した形の放課後クラブが必要になってくるんだろうなと考えております。今、まさしく美幌町も同じで学童は民生部、学校は教育委員会。ただ子ども達は一人は一人なんです。そういうことも整理していかなければならないなと考えております。 先ほど、施設型の給付ってというのは結果的に保育にかかる経費を国が見ますよっていう制度に変わるということなんです。今までは全部保護者の方が利用料を払って、その中で幼稚園なり保育所が運営していたのが、その経費については国が見ますよ、それに対して利用される方も利用料金として払うということになります。給付の対象となるのが資料6で話した教育・保育施設、それから地域型保育事業、これらが給付されるということなんです。簡単に言います。教育・保育施設は今、美幌では私立幼稚園しかございませんけども、私立幼稚園の先生来てますけども、その法人の代表の方がこういった給付を受ける又は今まででいいという判断はいつでも出来ます。それで27年4月からこれを受けます

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	よ、又はまだ受けませんよという判断はいつでも出来ますので、今1回目の照会をさせてもらいました。秋くらいに最終の回答をいただいて、それで27年4月からはどちらの給付を受ける幼稚園になるのか、又は今までどおりの幼稚園になるのかという形になります。それで保護者の何が変わるのかというと、保護者の方は利用料金として払う金額が町で今度、給付受ける場合は町が決めた利用料金で払っていただくということになります。今までは幼稚園で決められた保育料を払う。今回のこのパターンで回答するとなると町が決めた利用料金を払っていただくということになります。
横山委員	すいません。単純に説明すると町が決めた料金と今の料金と格差というのか、ようするに安くなるのか高くなるのかというのが微妙なところだと思うんですよね。その辺はどっちにこう転ぶんでしょうか。
事務局	幼稚園側の考え方ですよね。
横山委員	保護者側として。
事務局	保護者側は基本的に今とあまり変わらないような金額でいきたいと国の方から一応案としては数字が出ております。それは保育所も同じ事です。今は所得に応じて決まっていますけれども、基本的に同じ考え方になります。 幼稚園もですね、まあ保育所は段階別所得でやります。幼稚園は就園奨励費、補助金を町で出していますよね。ですから考え方によっては幼稚園の方が安いかもしれませんね。所得の多い方からみれば。 保育料は最初から所得に応じて金額を決めて納めてもらっている。だけど幼稚園はみんな同じ保育料になっている。そうしたら所得によって差が出てこない。それで先ほど部長が言ったとおり後から就園奨励費を申請してもらって差の部分を保護者の方にお返しするというような流れになっております。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	今、お得なんですよ。幼稚園はですね小学4年生のお兄ちゃんがいる、そして2人目の子どもが幼稚園だったら半額です。3人目の子どもが保育所にいたらタダです。就園奨励ですけどね。保育所はなってないですよ。就学前ですよ。その辺もちょっとどうなるかは分かりませんが。
早田会長	はい、具体的な話しもありましたが他何かご質問ございますでしょうか。なければ（7）その他何か質疑することあるでしょうか。
事務局	ないです。
大坪委員	ちょっといいですか。今日初めて出て私も分からないことがあるんですけども、今回のこの会議ですね、今全国で行われている地方版子ども・子育て会議っていう認識でよろしいですか。名称が美幌町の場合違うんで。
事務局	うちの方で今回、次世代育成支援推進協議会というふうになっております。やることは基本的に同じというふうに考えていただいて結構です。こういった推進協議会の附属機関として条例化されておりましたので、そういった協議会を利用することは国の方から全然問題ないというお話しだったので。
大坪委員	今後もこの名称ですか。
事務局	今後、どうするかはまだはっきり決めてませんが、今回の計画策定までには変わらずということです。
大坪委員	もう一ついいですか。えーと、今お話しを全部聞いていてニーズの量

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	の見込みですね。調査が終わり町の方で策定する新しい制度に対する条例を作っていただいて、その次に来るのがたぶん私立幼稚園がどういう道を選択するかっていうところだと思うんですね。秋までにそれを決定しなければいけないと思うんですけども、今岐路に立っている状況にいます。で、その中で今までどおりの私学助成を受けての幼稚園で保護者さんとの直接契約で保育料を園が決めていく道なのか、施設型給付でも幼稚園でいくってやり方なのか、幼稚園型の認定こども園なのか、幼保連携型の認定こども園なのか4つの道の岐路にいます。で、今の資料を見せていただいてずいぶん参考になることもあるし、それで2号、3号の認定こども園を選んでいった場合はその放課後児童クラブの児童や預かり児童も町の委託を受けて幼稚園がやるっていうことも、今後幼稚園が選択していく中に今いるんですね。で、先ほど料金のお話しもありましたけれど、今までは幼稚園がいくらと決めての保護者さんだけだったけど、この施設型給付に新制度に乗かって幼稚園が経営のやり方を変えますよってなったところから、市町村が主体になって保護者さんもそのつながりの中でやっていくっていうことになるんですね。かなり抜本的な大きな改革になると思うんです。一番は保護者さんが不安にならないような先ほどもあったように料金がどうなるのかっていうところは、一番公定価格の仮単価の中で一番複雑なところだと思うんですけども、この会議がその料金にしたり、細かな事業一つ一つのことについて検討していく町の一番大事な会議だということの認識が皆さんにおありになるのかなというところと、もしまだ何を選ぶか幼稚園も分からない状況にいますけれど、施設型給付を選んだ場合に今まで町とのやり取りは就園奨励費と補助金の関係だけだったところに、保護者さん巻き込みでの保育料から全てのことになるので、その辺の相談窓口というか、で保護者さんへのパンフレットも2学期、いろんな制度が変わりますよって配るんですけど、その中で市町村へお尋ね下さいって多いんですね。で、変わることが複雑なのでこの町ではね、どんな風に対応していただけるかっていう窓口についてお話ししていただければと思います。 窓口についてはうちの方でやることになっています。ただ、ご承知のとおり国も一緒になって進んでいる内容です。詳細については詰まって

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	ないのが沢山あります。ですから相談受けてすぐ即答出来るものはたぶん少ないと思います。道の学事課の方だけで判断できるかも分かりません。それで相談受けた段階で又は内閣府の方で直接聞いてご回答出来るかどうかを判断させてもらうということになると思います。それで先ほど大坪委員のお話ししたとおり今回の計画についての対応策についても幼稚園の今後の予定をある程度分かった段階でそれを盛り込まないと進まないという形になります。ですから先ほど言ったとおり1回目のやつは私も見てますけども、2回目の27年4月1日スタートに向けての回答をいただいた時点では、その内容を取り込んだ形で進まなければ行けないかなと思っております。ただ、この計画はコンクリートではなくて、そういつて変わる場合、変わってまた事業変わったりだとかニーズ量も変わったりだとか色々な事があるかもしれませんけども、それはその都度また計画を変えてく形しかないかなと思ってますので、取りあえず私たちも完璧に分かっているわけではないんです。先ほど言ったとおり内閣府から出ている資料も膨大です。それを一つ一つ皆さんがましてや保育園の方が施設運営と関係しない方、幼稚園の方、それ以外の方も全部理解する、分かるまでは相当な労力が必要になってくるかもしれないです。それで取りあえず当面は、幼稚園の方がそういった来年4月からに向けての対応ですね、どうするかを判断する上でこういった事を知りたい、こういった事が分からないという事はうちの方に聞いていただいて、うちの方から道なりに聞いて返答したいと思ってございます。今のところはそんな回答しか出来ないですけど。 あの、美幌町はですね、私立幼稚園は藤さんと大谷さんですので、今まではやっぱり教育活動を支えていただいている、そういうことは十分承知しておりますので、その2園はですね、きちっと私どもも継続していただきたいという認識でおります。ですから保育所の人数についてももちろん子どもが減っていくと縮小しなければならないということもございますし、それから私立幼稚園も延長保育をかけられたり色々な方法を取られておりますので、そんなに遜色はないのかなと思っております。ただ、この間私立幼稚園の協会の専務理事、ちょっと知っているものですから寄ってきました。どうなんでしょうかと。美幌町には2園あるのでその活動ですね、きちっと維持できるようにしたいとお話ししたんですが、協会の方もやっぱり材料が足りない、施設型給付にした時にある一定の人数までだったらお得、それを超えたら今より少なくなるみた

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	いな、そういうところは言ってるんですが、費用の話は出てないんですね。もらうお金の話しはあるんですけども、実際その８時間保育にするのか４時間ベースにするのかで保育士さんなり教諭の数が変わりますので、その辺は整理されてません。ですから、もし幼稚園をお決めになる時には、入ってくるお金もそうですが費用、要するに人ですね、新たに雇わなければならない状況も出てくると思うんですよね。認定こども園だとかにすると。その辺はお考えになった方がいいかなと。入ってくるものだけでなく費用も増える場合があると選ぶものによってですね。
國澤委員	判断になる材料が、私は園長じゃないので回答は園長がするんですけど、材料がうまく分からない。理解出来ない。判断の基準がないので回答のしようがない。今、園の見込みが分かってから色んな決定していくっておっしゃってたんですけど、その基準がないので回答のしようもどうしたらいいんだろうというのが、うち今年園長も替わったばかりなので尚更なのかもしれないですけども、そこでちょっとというところもあるんですけど、中々両者がそうだと中々解け合えないところもあるので。
事務局	情報が流れてこないんですよね。でも今の学事課から来てる補助金ありますよね。その額を提供いただけるのであれば、たぶん積算方法は園児数と施設数と、たぶんそれでカウントして補助金入ってきてるはずなんです。その要件があればある程度試算が出来るかなと思います。ただ、全部が示されてないので、難しいところかと思います。 公定価格の入力シートが出てるとは思いますけれども、その金額は２９年度に入る金額だそうです。２７年、２８年やるところは、その数字が入るとは思わない方がいいかもしれないです。あくまでも予算措置みたいな形なんです。それで今こういう場ですから何人以上どうだとか言いたいんですけど中々言えないので、色んなところから聞こえてはきますけど、その辺についてはよく分からないものが多いです。それで、皆さんも判断する材料が無いというふうにおっしゃいましたけど、うちの方も同じような材料でしかないんで、どうしようもないんですね。藤さんは

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
大坪委員	グループか何かあるんですよね。 はい。学園経営なので。管内8園経営の仕方が違うんです。町がばらばらなので、その町の状況に合わせて、北見市は3園あっても北見市とのやり取りなので、そこで地域性があるんですよね。私も今年美幌に来たばかりなので、美幌町の状況と今、今日だいぶ分かりましたけれど、こういうふうに作成していただきながら、もしも新制度の場合の料金設定の中に、国からの補助金と、地方裁量分っていうその裁量がどれ位かによって保護者負担の上下もありますよね。で、運営する側は保護者さんに負担を増やしたくないと。後は今在園している子たちが新制度に乗った場合にどういうふうになるのかということで、話を聞きに札幌に行きましたけど、損はしないようにするみたいなことは言っていたけど、そういう情報がない中で早ければ来年の4月からスタートですよって言われているんですよね。とっても苦しい状況なんです。
事務局	経営がありますからね。
大坪委員	はい、色々分からないけれど判断しなさいと。
早田会長	まだ、あまり決まっていないけれどね。これまで決めなくちゃいけないからどうにかしてってみたいなものなんですね。
大坪委員	で、新年度の園児募集が始まってくる時に、きちんとした数字を保護者さんに提示したいと、いうところで町の方とのやり取りになるんだろうなと思うんですけど、時間的なこととか情報の足りなさですごく今幼稚園は不安になっていると思うのです。
事務局	たぶん、藤さんだけじゃなくて、道内の幼稚園はみんな同じ思いでい

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	と思います。金額的なこと以外にもどうなっていくのか、はっきりしていない事が多すぎますよね。国の方も一生懸命27年4月から消費税増税分充てて今回の新しい制度を進めるって突っ走ってますけども、追いついていかないんです。全然もう。取りあえずやっ払いこうとなってます、本当に悪いんですけど末端の方まで情報流れてこないし、よく分からないことばかりなんです。ただ国がやるんだから早く判断しろときますけど。そういったジレンマはお互いにあるなと感じてます。 財源措置も、1兆1千億の社会保障費なんですけども、4千億足りないんですよね。だから政府はどうしようとしているのかというのもある。消費税を10%を見込んでそういうこと言ってる。あんまり早く拙速に決めるのはないかなと。周りを見て決めた方がいいかなと。
三山委員	周りを見て決めるのにも材料が足りなさすぎるということなんですよね。
事務局	私立幼稚園の協会でも、色々と情報は取っているみたいなんですけど。一応、補助金の額が出るシミュレーションはあるって言っていました。それは配布されてませんか。
大坪委員	入力されれば出来るシートはきてます。
事務局	きてますよね。それを出していくんだということです。それだけで判断出来るかどうかは別問題ですよ。費用の話しが出てないので、職員数が増えたりそういうことによって全く話しが変わりますから、入るだけでなくて入りと出と両方考えないとだめなんです。それは専務理事と話したときにそんな話しになってます。
早田会長	27年4月のタイムリミットは決まっているんですかね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	今、示されているのは秋くらいに27年4月からスタートするかどうかだけは判断してほしいと、しなかったら従来どおり。
早田会長	しなかったら従来どおり。そういった道もあるんですか。例えば2年後、3年後にやっぱり町の制度がいいからってスイッチは出来る。
事務局	それは出来ます。現行どおりちゃんと出来る様にはなっている。だからよく考えてやらないとお互いの幸せのためには。
大坪委員	やっぱり止めたも出来るって学事課の方が言ってましたが、そんなことではないですね。
事務局	じゃないですね。経営していかなければならないですから。子ども達いるんですから。まあ、料金については町の判断になりますので、保護者に求める金額については、国の基準を適用するのが基本になります。その中で、どういうふうに町が設定するかってこともあり得る話しです。
横山委員	今言った部分は、その市町によって格差が出てくるってことですか。
事務局	そうです。基本は国の基準です。
早田会長	藤さんだったら系列があるので、上層部で一括で決めれば北見だろうがどこだろうが変えられるだろうと思ったけど、先ほどの話しだとそういうことにはならないんですね。各地域の状況に合わせてなんですね。
大坪委員	保育の内容とか、そういうやり方は共通ではやりますけど、やはり

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	地域のニーズによったり置かれている状況が違うので、そこその子ども達にどんなことが出来るかっていうことでやるので、今回の判断はものすごく難しいなと思っております。
國澤委員	補助金も市町村によって違うんですか。
事務局	就園奨励費も違います。うちは国の基準どおりやっているからいいはずですよ。幼稚園の就園奨励費は大丈夫です。結構いいはずですよ。私、元いましたので。
大坪委員	このね、新しい法律に乗らないで現行どおりいった時に、就園奨励費を縮小されるんじゃないかとか、助成金を国はこっちの新しい方を進めているので、こっちがきちんと担保されるようになっていうことは私立幼稚園の道内の中では訴えていかなくちやと話しはしている。
事務局	それはちゃんと確保されるようになっている。
大坪委員	選ばなかった方がひゅーってなっていく。経営に関わってくるんで。
三山委員	やっぱり制度を新しい方に振りたいっていうのは大きい考え方の流れだと思うので。
事務局	今現状でいうと、就園奨励費は3分の1の補助金が国庫補助だと思いましたが。それ3分の1なんですけれども文部科学省は満度に寄こさないんですね。その3分の1の75%しか寄こしてきません。ですから実際は24%か25%ですか、そうなるのかな。後は美幌町が出しています。うちの場合はそういうふうになっています。美幌町は就園奨励費2千6

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
大坪委員	百万かそれ位だと思いますけれども、2千万位は美幌町が出しています、現状は。頑張ってます。 もし新制度になった場合も町の裁量の部分は子育てに手厚い町ということが入って欲しいという保護者さんの願いがあると思うので、よろしくお願いします。
事務局	そのために私どもおります。ただ財布の中身を見ると無い場合もありますので、その辺は財政当局と戦わなければならない時もございますので、財布の中身見ながらこっちの方で使う分こっち下さいって話していくしかないかなと思っております。
早田会長	大変な状況でしょうが、何か他のご意見ありますでしょうか。
著作委員	資料を見てて条例だとか見込み数だとか素人な者ですからよく分からないんですけど、今回の資料の中で私興味持ったのが資料2の事業計画、達成度だとか或いは今後の事業方針、中止にするのか継続だとか、そういうことが沢山の事業出てました。これについては、27年度以降5年間の計画を私たちが諮問されていいかどうかという話しなんだろうなと思っているんですが、この継続だとか中止だとかっていうこのことについては、また別途なんか出て話し合いがされる予定なんでしょうか。
事務局	実はこれ、次世代育成支援法に基づいた行動計画の事業になります。次世代の法律の期限が26年をもって失効っていう形で時限立法の法律だったんですけども、それが今10年間延長するってことになりました。その行動計画はまた作らなければいけないのかっていうことになったんですけども、今回の計画でそちらの先ほど言った行動計画については任意という形になりました。それで今回計画する中でこの事業を、それぞれの事業ありましたね、100位あったと思いますけれども、そ

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
茗作委員	の事業を盛り込んでいきたいなと今のところ考えております。その中でその事業についてやっていく又はその事業はやらないっていうふうなことでお示し出来たらなと今のところ思っています。 今日、示していただいて、はいこれでいいですよっていうふうに私たちは思って考えていっていいんですか。別途また話し合う機会はあるんですか。
事務局	一応ですね、今回は進捗状況という形でお示しさせていただきました。一番右側の方の事業方針の内容について、一応ここに書いてありますけれども、これがまだ変更していくともありますし、それがはっきりしたらこの計画の中に盛り込んでいきたいなと思っておりますので、その時にまたお示ししたいなと思っております。この計画を載せていくかどうかも含めてお話し出来るかなと思っております。
茗作委員	分かりました。
早田会長	他、ございませんでしょうか。はい、それでは皆さんからご意見が出尽くしたということで、今回の会議を終了させていただきます。長時間に渡りましてどうもありがとうございました。